

【お願い】

本資料は「災害福祉支援ネットワーク、DWATの実態把握、課題分析及び運営の標準化に関する調査研究事業」
(令和2年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金社会福祉推進事業)の一部として公開するものです。

使用に際しては、資料中に出典(「令和2年度 社会福祉推進事業 災害福祉支援ネットワーク、DWATの実態把握、
課題分析及び運営の標準化に関する調査研究事業(株)富士通総研」)を記載頂くようお願いします。

※シートには保護がかかっており、「check」と「備考」のみ修正可能です。

災害福祉支援ネットワーク事務局 運営のポイント

「災害福祉支援ネットワーク、DWATの実態把握、課題分析及び運営の標準化に関する調査研究事業」(株)富士通総研 (令和2年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金社会福祉推進事業)

カテゴリ①	カテゴリ②	項目①	項目②	内容等	check	備考
NW本部の組織・運営	NW本部設置	設置基準	自動設置の基準	一般的には災害救助法適用規模		
			自動設置以外の基準	緊急性、情報が上がらない場合等の基準		
		設置場所	NW本部の設置場所	基本となる設置場所		
		代替施設の確保	代替施設のリスト	被災等によって使用できない場合		
			代替施設利用の基準	利用する場合の基準		
			代替施設の周知	利用する場合の周知方法		
	設置の周知	設置の通知先	設置した場合に連絡しておくべき先			
		設置の伝達方法	連絡方法(セカンドプラン含)			
	NW本部組織	組織体制	組織図	NW本部の構成		
				NW本部と現地NW本部、チームとの関係		
			構成員	組織図を構成する者		
			代行順位	NW本部構成員が活動できない場合の代行者		
		代行手順	上記の場合の手順			
		事務分掌	NW本部構成員が実施する事項	実施事項の整理		
			平時の組織との関係	チーム撤収後、復旧・復興の時期の支援等との関係も勘案		
		動員	配備区分と配備基準	d		
			動員人数	発災時に他との兼務はないか・ある場合に不具合や不足はないか		
			勤務時間内の配備手順	職員の連絡ルート	設置場所以外にいる場合も検討	
		伝達方法	設置場所以外にいる場合も検討			
	勤務時間外の配備手順	自主参集基準	どのような場合に本部に参集するのか			
		職員への連絡ルート	本部設置の連絡をどこから伝えるか			
		伝達方法	本部設置の連絡をどのような方法で伝えるか			
		参集方法	自動的に参集か・条件を設定か・声掛けをもって行うか			
		NW本部に参集できない場合の対応	参集できない場合の対応方法、追って参集可能となった場合の方法等			
		職員の安否確認	安否確認方法を明確にする			
	NW構成団体への本部支援要請	要請基準	NW本部支援のための要請・予め構成団体とも協議必要			
		対象となる構成団体・者	NW構成団体の他、人を特定する可能性も有る			
		想定する役割・実施事項	NW本部で担当する内容等			
		伝達方法	依頼時の伝達方法			
		参集方法	要請基準に基づき決定(自主参集・緊急連絡による参集等)			
		NW本部に参集できない場合の対応	代替者が必要か・確保できない場合の応援要請の可能性はあるか			
	チーム員への本部支援要請	要請基準	NW本部支援のための要請			
		対象者	予め構成団体・所属事業所との調整等が必要			
		想定する役割・実施事項	NW本部で担当する内容等			
		伝達方法	依頼時の伝達方法			
		参集方法	要請基準に基づき決定(自主参集・緊急連絡による参集等)			
		NW本部に参集できない場合の対応	代替者が必要か・確保できない場合の応援要請の可能性はあるか			
	NW本部会議	NW本部会議	NW本部会議の開催	招集基準(開催要否含む) 開催・協議の方法 開催・参集できない場合の情報共有や連絡方法		
			NW本部会議の構成員	NW構成団体全てか、その中の一部か等		
			NW本部会議の協議事項	会議での検討事項・共有内容を想定 ※本部バックアップや役割分担等が協議される可能性もある		
NW本部廃止	NW本部廃止	廃止基準	NW本部はいつ廃止するか			
現地NW本部設置	設置基準	設置基準	現地NW本部の要否含む・派遣チームが兼ねる場合も有			
	設置場所	現地NW本部の設置場所	派遣チームが兼ねる場合、チームの活動拠点			
現地NW本部組織	組織体制	構成員	派遣チームが兼ねる場合の情報の連続性には留意			
	事務分掌	現地NW本部が実施する事項	現地での指揮命令、調整、本部との連絡等			
被害情報の収集体制	情報収集体制の確立	情報の収集体制	収集する情報	収集すべき被害情報の種類・内容等		
			情報を取り集する者の明確化	収集者の分担も想定(都道府県・社協・種別協等団体の情報を総合)		
			情報収集ルートの明確化	情報が集約される先も明確にする		
			情報が確認できない場合の情報収集策	先遣隊等の現地派遣の要否や判断基準も併せて必要		
	情報の分析体制	収集した情報の分析	災害派遣福祉チーム派遣要件に紐づく			
		情報の集約方法	収集した情報の集約	集約のフォーマット・地図へのプロット等		
	多様な通信手段の確保	通信手段の多重化	情報収集手段の配備	情報収集方法の整理		
			情報伝達ルートの多重化の確保	専用通信手段、ネット通信、SNS等の複数想定		
		通信手段の耐災害化	専用パソコン・通信機器等の確保	複数機器等の確保		
			非常電源等	通信用非常電源の確保		

災害派遣 福祉チーム の派遣	災害派遣チームの派遣	派遣準備	派遣要件に基づく派遣判断	派遣要件に則った派遣判断		
			活動条件等の確認	チーム派遣に際しての危険の有無等確認		
			活動計画の立案	活動対象・必要なチーム数とチーム員の構成 活動期間 計画立案者・計画策定方法 活動周知の対象(チーム員・所属事業所・NW構成団体等) 活動計画のレビュー(状況を見て修正・変更の可能性有)		
		チーム員の確保	チーム員の安否確認	管内被災の場合、活動可否も含み確認必要		
			待機・確認	活動可能なチーム員数の確認(被災状況を見て都度確認も必要) チーム員所属事業所への連絡・説明等		
		チーム組成	チーム組成	被災地及び派遣先の状況を見て、必要な量・職種等検討 現地と本部間のロジスティクスについて検討		
			複数チーム派遣	統括リーダーが必要(現地NW本部の状況や役割にもよる) チーム間での現地での情報共有策を検討		
			受援の可能性	チーム員が想定数揃わない場合には受援の可能性も考えられる 想定する職能のチーム員がいない場合は受援の可能性も考えられる 受援を想定する場合、どの程度の期間かの検討が必要		
		チーム派遣	オリエンテーション	開催方法・伝達内容等 実施時にチーム員に渡すもの(情報・資材・資金等)の整理		
			現地活動	現地との連絡についての内容・方法・頻度 情報のエスカレーションフローの設定		
			派遣終了	チームからの報告の共有先(NW団体・都道府県等)		
		チーム撤収	振り返り会の実施	メンタルケアに留意 チーム員としての気持ちの整理		
		被災自治体との連携体制	連携体制	市町村担当窓口 災害派遣福祉チームに係る市町村窓口リスト 依頼・要請時のフォーマット等の提供 災害派遣福祉チームを知らない場合の対応等		
		保健・医療との連携体制	保健・医療のチーム	活動状況の確認 先に活動開始している可能性は高い		
			連携方法の確認	平時に連携方法が検討されていない場合は協議		
		保健医療福祉の調整会議体	実施状況の確認	予め所轄部署を確認		
			連携方法の確認	平時に連携方法が検討されていない場合は協議		
広報	広報体制	広報に対する方針	広報対象・内容・媒体・頻度等	活動状況の計画的な公表		
			広報ルールの設定	広報を行う・行わない等の判断及び実施時の決まり、規則等		
		広報担当者	広報担当者の設定	取材対応者と併せて検討		
連絡調整	連絡調整体制の確立	問合せ・取材対応	問合せ・取材に対する方針	取材ルールの設定 取材を受ける・受けない等の判断及び実施時の決まり、規則等		
			取材対応者	取材対応者の設定 広報担当者と併せて検討		
受援に係る 連絡調整	受援体制	連絡調整に係る協議	国との連絡調整担当部局との協議	災害派遣福祉チームの応援要請、それに係る情報等		
			受援要請先、受援窓口の指定	応援要請先(受援先)の指定 事前の関係、圏域での共同訓練等から指定がある場合		
			受援調整担当等の配備	都道府県相互の応援協定等の適用 受援側との調整、受援に係る都道府県担当との調整		
		受援拠点の確保	応援機関の活動拠点の確保	一般避難所が想定されるが、別途活動拠点の設定も考えられる		
			資材の確保	可能な範囲で対応		
			応援要員の宿泊場所の斡旋・情報提供等	可能な範囲で対応		
		情報共有	連絡調整会議等の設定	応援側との情報共有・協議等の場		
			情報共有の内容・共有の方法・頻度	応援側と内容・会議・メール等の方法、定例・緊急時の別等を共有		
			費用の負担	他の都道府県が支弁した費用の支払 災害救助法の精算等		
		応援要請	応援要請の手順	応援要請の判断基準 要請が来た場合の派遣判断に係る基準		
		受援の内容	都道府県相互の応援協定等の適用	都道府県相互の応援協定等の適用 保健・医療の派遣状況等も確認		
			応援要請の連絡方法	広域的な調整は国が行う		
			連絡調整事項	他県の災害派遣福祉チームの派遣 チーム数・期間・その他等を伝える		
		受援時の対応	その他の派遣(事務局支援等)	先遣調査支援・NW本部及び現地NW本部支援等が想定される		
			受援時の県内災害派遣福祉チームの活動	応援が入った場合の県内チームの活動方針、活動場所等 県内チームと応援チームの情報共有方法・会議等の検討		
応援に係る 連絡調整	応援体制	連絡調整に係る協議	応援先・応援調整窓口の指定	応援先の指定 事前の関係、圏域での共同訓練等から指定がある場合		
			応援本部(調整窓口)等の設置	都道府県相互の応援協定等の適用 受援側との調整、その他期間等との涉外		
		応援拠点の確保	応援機関の活動拠点の確保	受援側に確認を行う		
			資材の確保	基本的に活動に必要なものは持参		
			応援要員の宿泊場所の確保等	可能な限り本部にて確保・情報不明で困難な場合は		
		情報共有	連絡調整会議等の設定	受援側と協議		
			情報共有の内容・共有の方法・頻度	受援側と協議		
			費用の負担	応援都道府県が支弁した費用の請求 災害救助法の精算等		
		応援実施	応援実施の手順等	応援判断基準 要請もしくは打診が来た場合の基準		
		先遣隊等の派遣	チーム派遣に際し状況確認・調整等実施			
		都道府県相互の応援協定等の適用	保健・医療の派遣状況等も確認			
		被災県からの要請がない場合の応援基準	実施に際しては国との連携も重要			
		応援の内容	応援計画	状況によって活動期間中に見直す可能性もある		
			人的支援	チーム数・期間・派遣先で想定される支援内容等		
			その他の派遣(応援先の要請内容による)	先遣調査支援・NW本部及び現地NW本部支援等が想定される		

※広域的な調整は国(厚生労働省社会・援護局福祉基盤課)が行う（「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」平成30年5月31日社援発0531第1号）